



2025 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ライフドリンク カンパニー
代表者名 代表取締役社長 岡野 邦昭
(コード：2585、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員経営管理本部長 清水 大輔
(TEL. 06-6453-3220)

取締役等に対する譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 取締役に対する発行の概要

(1) 割当日	2025年 7 月25日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 20,117株
(3) 株式の割当の対象者及びその人数 並びに割り当てる株式の数	当社の監査等委員でない取締役 1 名 18,289株 当社の監査等委員である取締役 3 名 1,828株
(4) 発行価額	1 株につき2,187円
(5) 発行価額の総額	43,995,879円
(6) その他	本新株式発行については、取締役が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、発行価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出していません。本新株発行は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を発行するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付は要しないこととします。

2. 従業員に対する発行の概要

(1) 払込期日	2025年 7 月25日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 1,828株
(3) 株式の割当の対象者及びその人数 並びに割り当てる株式の数	当社の従業員 1 名 1,828株
(4) 発行価額	1 株につき2,187円
(5) 発行価額の総額	3,997,836円
(6) その他	本新株式発行については、従業員が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、発行価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出していません。

3. 発行の目的及び理由

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上、及び対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、中長期的なインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2022年6月28日開催の第50期定時株主総会において、本制度の導入について承認を得ております。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の対象取締役4名に対し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名については本日開催の取締役会の決議に基づいて、監査等委員である取締役3名については同日開催の監査等委員である取締役の協議に基づいて、取締役の職務執行の対価として、当社の普通株式合計20,117株を無償交付方式により付与（以下「本付与」といいます。）することといたしました。また、本日開催の取締役会の決議に基づいて、当社の従業員1名（以下「対象従業員」といいます。）に支給される当社に対する金銭債権の合計3,997,836円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は2,187円）、当社の普通株式1,828株（以下、対象取締役に対するものと併せて「本割当株式」といいます。）を付与することといたしました。

本付与において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約の概要は下記4.の通りです。なお、当社は、本新株式発行の割当予定先である対象従業員との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。

4. 譲渡制限付株式割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2025年7月25日（割当日）から当社の取締役の地位を喪失する日（ただし、当該日が2025年度における当社の半期報告書の提出日より前の日である場合は、当該半期報告書の提出日）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2025年7月25日（割当日）から翌年の定時株主総会の終結の時までの間（以下「役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役の地位（以下「本地位」という。）にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が役務提供期間において、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、当該喪失の日の翌日において、2025年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は対象取締役に当社の取締役会で別途定める一定の非違行為があった場合には、対象取締役から本割当株式の全てを無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2025年7月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、

これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

5. 対象従業員に対する新株式発行における払込金額の算定根拠及びその具体的内容

上記のとおり、対象従業員に対する本新株式発行は、当社の取締役会の決議に基づき、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1株当たり2,187円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上